

## 令和2年度第1回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会 議事録

### 日時

令和2年10月2日(金) 12時56分～13時56分

### 場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

### 出席者

#### 【公益代表委員】

酒井部会長、岡田部会長代理、村上委員

#### 【労働者代表委員】

大津委員、茶谷委員、山田委員

#### 【使用者代表委員】

沖田委員、吉田委員

#### 【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官  
小松専門監督官

### 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

### 議事

#### ○吉川賃金室長補佐

ただ今から第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)部会長、部会長代理の選出についてまで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計8名の委員に御出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月18日から24日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員をご紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料 1に本自動車小売業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

( 委員紹介 )

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。なお、本日は使用者代表の藤本委員がご欠席です。それでは、次に労働基準部長の巻幡より、御挨拶を申し上げます。

○巻幡労働基準部長

広島労働局労働基準部長の巻幡でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県自動車小売業最低賃金専門部会委員にご就任頂き、また、本日第1回専門部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

特定最低賃金は県の最低賃金と異なり、関係労使のイニシアティブにより設定することが基本となっております。この自動車小売業最低賃金は、現在、時間額912円でございますが、今年度、事業の公正競争を確保するとの観点から改正の申出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることとなったところでございます。日程調整につきましても、これまで皆様方に大変ご無理を申し上げているところでございますが、年内発効という目標もございまして、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○吉川賃金室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

( 事務局職員自己紹介 )

○吉川賃金室長補佐

それでは、ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御了知おきください。

議事(1)部会長、部会長代理の選出についてへ移らせて頂きます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。公益代表委員には、予め御協議を頂いておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

○狭間賃金室長

御報告申し上げます。自動車小売業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として酒井朋子委員、部会長代理候補として岡田行正委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長に酒井委員、部会長代理に岡田委員を御承認頂きましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席・部会長代理席用意)

○吉川賃金室長補佐

それでは、酒井部会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○酒井部会長

ただ今、部会長に選出頂きました酒井でございます。どうぞよろしくお願い致します。この専門部会では、出来るだけスムーズな審議を心掛けて、そして公正な特定最賃の決定に努力をしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力を頂きながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2) 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思います。まず、事務局から説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また、別冊資料につきましては、本自動車小売業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料 1、通し番号の1ページ、特定(産業別)最低賃金についてを御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしましては、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本自動車小売業最低賃金につきましては、机上配布しました令和2年度特

定最低賃金の改正申出状況のとおり、公正競争ケースの要件を以って、改正申し出がなされています。審議にあたりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第530回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。共通資料4、通し番号の5ページ、令和2年度広島地方最低賃金審議会の運営についてを御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされておりまして、また、共通資料

5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされておりまして、昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料7、通し番号の25ページ、令和元年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の一番右に自動車小売業がございます。昨年、令和元年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額22円、時間額912円の答申を頂いております。本年度のスケジュールを申し上げますと、10月30日金曜日の午後1時から第532回本審を開催予定としております。特定最賃の年内発効をするためには、この本審において、本専門部会の部会長報告を行い、答申することが必要となります。

続きまして、共通資料8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成にあたりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。私からは、以上でございます。

#### ○狭間賃金室長

続きまして、広島県自動車小売業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、私から御説明いたします。

まず、別冊資料2、通し番号の2ページでございますが、現行の広島県自動車小売業最低賃金の内容でございます。昨年12月31日に発効しているものでございます。次のページからは、特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料3、通し番号の8ページは、全国の自動車小売業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料 4、通し番号の9ページからは、広島県内で実施した自動車小売業最低賃金に関する最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局で本年5月～7月にかけて、通信調査を実施して取りまとめたものです。製造業については1人～99人規模の事業場、小売りについては1人～29人規模の事業場を対象としております。自動車小売業につきましては、1人～99人規模の事業場を対象としております。規模、地域、業種別の母集団から無作為抽出しました。抽出調査でありますので、全数調査ではありませんので、補正というか復元をしているわけです。なお、調査対象月は令和2年6月分の賃金です。

通し番号14ページの最低賃金実態調査における分位偏差をご覧ください。一番下の欄に自動車小売業の最低賃金を示しております。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1の数値を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。通し番号15ページをご覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が10円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の人数の累計を示しております。通し番号16ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。通し番号17ページが自動車小売業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。通し番号19ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合となります。規模ごとに時間額912円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号20ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合つまり、影響率を1円単位で変化を示した表となります。通し番号21ページが、過去15年間の自動車小売業最低賃金の引き上げ額と未満率、影響率の一覧表です。以上です。

○酒井部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、これにつきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

(発言なし)

○酒井部会長

よろしいですか。特にご質問等も無い様でございます。

ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。なお、今後の審議は、公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開とさせていただきます。ご了承下さい。

【以下非公開】

(了)